佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年6月17日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

## 佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号)の一部 を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前					改正後					
別表(第1条、	<b>制表</b> (第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)							
地方公共 団体名		機関	職員		地方公共 団体名		機関	職員			
略					略						
嬉野市	略				嬉野市	略					
	出先機関	略				出先機関	略				
		小学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)				小学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支者に 限の職にある者に 長の職にある者に 限る。)			
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長(学校運営支				中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長			

		改正前				改正後	
			援室長の職にある 者に限る。)				(学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
略				略			
吉野ヶ里	略			吉野ヶ里	略		
町	出先機関	略		町	出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 統括 事務長 (学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長 (学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)			小学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にある者に限る。) 事 務長(学校運営支援室長の職にある 者に限る。)			中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支者を 長の職にある務長 (学校運営支者を 長の職にある者を 長の職にある者に 限る。)
基山町	略			基山町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営			小学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長

	改正前			改正後					
			支援室長の職にある者に限る。) 事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)				(学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)		
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)			中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)		
みやき町	,,	1 .		みやき町	略	1			
	出先機関	小学校	校長 教頭 統括 事務長 (学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長 (学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)		出先機関	小学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)		
		中学校	校長 教頭 統括 事務長 (学校運営 支援室長の職にあ			中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室		

		改正前				改正後	
			る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)				長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
上峰町	略	- 1		上峰町	略	1	
	出先機関	小学校中学校	校長 教 (		出先機関	小学校中学校	校 副校 長 副校 長 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
略			務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)	略			限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
<u>""</u>   有田町	略			有田町	略		
有四型	出先機関	略 小学校	校長 教頭 統括 事務長 (学校運営	有四型	出先機関	略 小学校	校長 <u>副校長</u> 教頭統括事務長

	改正前						改正後	
			支援室長の職にある者に限る。) 事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)					(学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)				中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
略					略	T		
江北町	略	1			江北町	略	I	
	出先機関	小学校	校長 教頭 統括 事務長 (学校運営 支援室長の職にある る者に限る。) 事 務長 (学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)			出先機関	小学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。) 事務長 (学校運営支援室 長の職にある者に 限る。)
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ				中学校	校長 <u>副校長</u> 教 頭 統括事務長 (学校運営支援室

		改正前				改正後	
			る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)				長の職にある者に限る。) 事務 引 (学校運営支援 長の職にある者に 限る。)
略		<u> </u>		略		<u> </u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
太良町	略			太良町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にある者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)			小学校	校長 <u>副校長</u> 頭 統括事務: (学校運営支援: 長の職にある者) 限る。) 事務: (学校運営支援: 長の職にある者) 限る。)
		中学校	校長 教頭 統括 事務長(学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。) 事 務長(学校運営支 援室長の職にある 者に限る。)			中学校	校長 <u>副校長</u> 頭 統括事務 (学校運営支援 長の職にある者) 限る。) 事務 (学校運営支援 長の職にある者) 限る。)
略				略		略	

改正前	改正後				
杵東地区	杵島地区				
衛生処理	衛生処理				
場組合 略	組合 略				

附 則 この規則は、公布の日から施行する。